

令和3年度

年金委員・健康保険委員表彰式 受賞者及び主催者のみで開催



令和3年11月17日、ホテルレイクビュー水戸にて、「令和3年度 年金委員・健康保険委員表彰式」を開催し、社会保険事務・健康保険事業の推進及び発展のためにご活躍いただいている健康保険委員の方々の活動や功績等に感謝の意を表し、表彰を実施いたしました。

例年、表彰式後に研修会を開催しておりましたが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、表彰式のみを実施いたしました。

受賞者の皆さま、誠におめでとうございました。

【全国健康保険協会 支部長表彰】

荒川 さなえ 様	(東洋エアゾール工業 株式会社 筑波工場)
飯田 志津子 様	(株式会社 水郷物流サービス)
石川 悟 様	(株式会社 柳川採種研究会)
石桁 英樹 様	(公益財団法人 鹿嶋市文化スポーツ振興事業団)
小川 浩子 様	(株式会社 日興機械製作所)
押嶋 照美 様	(株式会社 湊長岡製作所)
菊池 則子 様	(国土建設コンサルタント 株式会社)
草間 昌己 様	(筑波観光鉄道 株式会社)
坂本 博之 様	(株式会社 茨城製作所)
高橋 正道 様	(青柳工業 株式会社)
中田 初枝 様	(社会福祉法人 県西会 さざんか荘)
生田目 まゆみ 様	(黒川建設 株式会社)
萩庭 英里子 様	(日研機器 株式会社)
保坂 一夫 様	(塚田陶管 株式会社)
宮田 智美 様	(社会福祉法人 勇成会 あさひの家)
村山 直希 様	(社会福祉法人 祥風会)
吉田 博明 様	(霞ヶ浦用水土地改良区)



(五十音順)

健康保険委員オンライン研修会を行います

参加費
無

年金委員・健康保険委員表彰式後に開催しておりました研修会につきましては、YouTubeによる動画配信をいたします。研修会を視聴ご希望の方は、同封の「健康保険委員オンライン研修会 参加申込書」に必要事項を記入のうえFAXまたは郵送にてご提出ください。後日、参加用URLをお送りいたします。

配信開始時期 令和4年1月(予定)

※ライブ配信ではありませんので、配信開始日以降はご都合の良いときに視聴できます。
※参加費は無料ですが、視聴により発生する通信料等は参加者様のご負担となります。

演 題 休職・復職の対応のポイント～知っておきたい法律の知識～

「長引くコロナ禍で、メンタルヘルス不調等による休職者が増えています。休職時や復職時のトラブル防止のために知っておかないといけないポイントを学びましょう」

講 師 山本 喜一 先生

社会保険労務士法人日本人事 代表・特定社会保険労務士・精神保健福祉士

令和4年1月1日から健康保険法等が改正されます

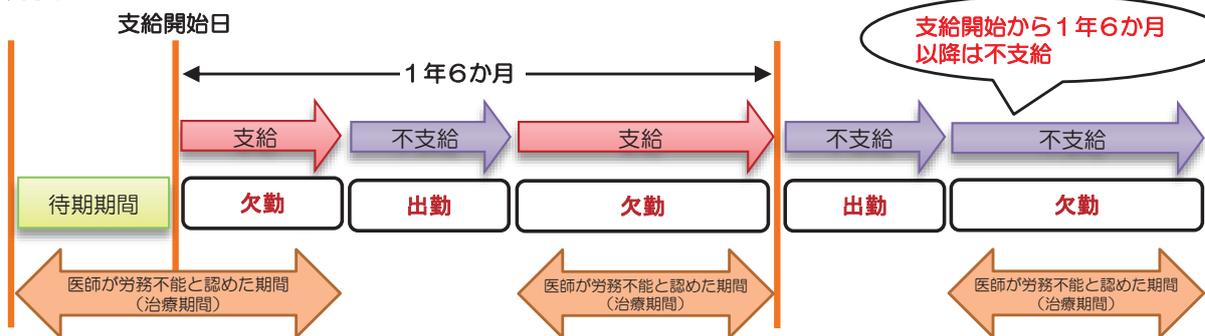
少子高齢化が進行していくなか、現役世代の負担の上昇を抑えながら、全ての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」を構築するため、健康保険法等の改正が行われ、令和4年1月1日から施行されます。主な改正内容は、以下のとおりです。

① 傷病手当金の支給期間の通算化

傷病手当金の支給期間について、現在は同一の傷病等について支給を始めた日（支給開始日）から暦で数えて1年6か月の範囲内ですが、改正後は、支給開始日から**通算して**1年6か月間を支給する取り扱いになります。つまり、支給開始日以降、出勤等に伴い傷病手当金が支給されない期間がある場合は、その期間が延長され、**支給期間が通算して**1年6か月に達するまで傷病手当金を受給できることになります。

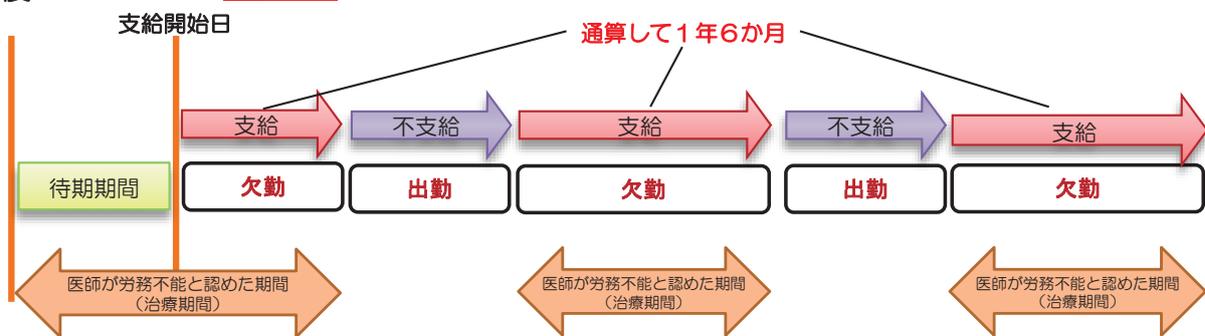
改正後の規定は、令和4年1月1日時点で傷病手当金の受給権がある方（令和2年7月2日以降に傷病手当金の支給を開始した方）について適用されます。

《現行制度》 支給開始から1年6か月を超えない期間まで支給



※ 例えば、がん治療について、手術等により一定の期間入院した後、薬物療法（抗がん剤治療）や放射線治療として、働きながら、定期的に通院治療が行われることがある。

《改正後》 支給期間を**通算して**1年6か月の期間まで支給



② 任意継続被保険者制度の見直し

現行制度では、任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき等に任意継続被保険者の資格を喪失することとされていますが、改正後は、資格喪失事由に「任意継続被保険者からの申出」が追加されます。令和4年1月1日以降、任意継続被保険者でなくなることを希望する旨の申出があった場合は、その申出が受理された日の翌月1日に、任意継続被保険者の資格を喪失します。

③ 保健事業における健診情報等の活用促進

労働安全衛生法等に基づく事業主健診の健診情報は、保険者（協会けんぽや健康保険組合など）が行う疾病予防、健康づくり、重症化予防に欠かせないものです。現在、40歳以上の方について事業主健診等の情報（特定健診項目に限る）の提供を受けることが可能ですが、改正後は、保険者が事業主から40歳未満の方の事業主健診等の情報（特定健診項目に限る）の提供を受けることができるようになります。